

里親制度の啓発と普及についての一考察

木 村 容 子*

はじめに

里親制度とは、家庭状況を主とする環境上のさまざまな理由により、保護を要する子ども（以下、「要保護児童」）を、あらかじめ里親として認定・登録された者に委託し養育をおこなうという、児童福祉法上に定められた制度である。児童養護施設や乳児院といった児童福祉施設での養育に並ぶ、社会的養護の一形態である。欧米やオセアニア諸国では里親委託が主流である一方（湯沢、2003：菊池、2007）で、わが国の社会的養護は施設養護が中心となってすすめられてきた。「児童の権利に関する条約」にみるように、子どもの最善の利益と子どもにとっての家庭の大切さは今やユニバーサルな認識となっているにもかかわらず、わが国では里親制度が日本古来の養子縁組制度と混用されてきたことや、子どもの福祉の視点に立った里親制度の理念がずっと不明確なまま運用されてきたこと等により、里親制度がうまく活用されてこなかったと考えられる（木村、2007）。

なぜわが国において里親制度が普及しないのかについていくつかの諸説があるが、それを解明しようとした研究はほとんどない。筆者は、子ども虐待の問題が深刻化した影響により2002（平成14）年大幅に改正された里親制度、ことに新たに創設された専門里親制度¹⁾に注目し、専門里親を養成、支援するための実践モデルの研究を行ってきた（木村、2010）。その研究プロセスでの文献研究において、わが国の里親制度の沿革や児童福祉施策のなかでの位置づけ、また里親里子の実態に関する先行研究のなかには、なぜ里親制度が普及しないのかについてふれられているものがい

くつかある。また、専門里親が里子を養育する上でどのようなニーズをもっているかを検討するために里親を対象として筆者が実施した質問紙調査（木村、2005：木村・芝野、2006）は、里親制度が普及しない要因を映しだす目的のものではないが、里親制度を社会に啓発、普及させていくにはどうすればいいのかについて示唆を与えうるものではないかと考える。ことに、この研究では、専門里親の潜在的なニーズを見出すために因子分析を行ったのであるが、この分析過程で削除された質問項目のなかには、里親らが重要視している項目も含まれている。よって、本稿では、その里親を対象として実施したニーズ調査のデータを用い、単純集計による二次分析を試み、里親の意識にみる特徴から里親制度の啓発と普及のポイントを考察する。

I. 里親制度が不活発な要因

わが国で里親委託がすまない要因として欧米と比較してあげられることに、宗教上の精神的基盤の弱さや血縁を重視する風土・文化がある（吉澤、1987：庄司、2001a）。わが国には、欧米にみるようなキリスト教の伝統を基盤とした相互援助の精神や、ひとりの社会的人間という思想等によって子どもを社会的にまもるといった観念が根づいてはいない。また、血縁を重んじ、「家」意識が強いがゆえに、法律上でも親権の問題があり、親中心、親の支配的色彩が強い。このことは、里親となる人に、自分の子どもがほしいために他人の子を自分の子としてもつ層（養子縁組）が多い状況をうみだしてきた。また、子どもをあずける

キーワード：里親制度、啓発、普及

*京都光華女子大学キャリア形成学部准教授

側（親）にも、里親委託は子どもをとられてしまうのではないかといった誤解や懸念を抱かせ、親が子どもを里親委託することに同意しないがために施設入所をすることになる。このようにして、里親制度の運用は養子縁組制度との混用を招いてきた（吉澤、1987；岩崎、1994；飯田、1998など）。また、子どもの養育にあたってきた里親自身も、子どもの養育を個人の問題と考え、里子の養育についてオープンにしてこなかった現状がある（庄司、2000：2001b）。

しかしながら、里親委託がすすまない最大の要因は、委託機関である児童相談所の消極的姿勢と業務体制の不備にあるともいわれている。松本（1972；1991）や櫻井（2000）の児童相談所を対象とした調査研究からは、里親登録数や要保護児童の委託率と里親制度の運用における自治体間格差の実態が明らかにされている。その分析では、里親制度の意義の徹底に欠けているために地域間格差が生じること、また、里親委託状況は行政当局もしくは児童相談所の施策の方針やその施行形態と努力により大きく影響されていることが指摘されている。このことは、子どもの福祉にとっての里親制度の意義を正しく理解し、子どものニーズに照らして里親に委託するのだという理念をしっかりとっている児童相談所ほど、里親委託が活用されていることを意味している（津崎、1995）。逆にいえば、理念の欠如や施行形態の不備は児童相談所の里親委託に関する理論・技術や実践経験が発展しない継承もされず、その研究の積み上げをむずかしくするのである（櫻井、1997；庄司、2000）。

ほかには、里親養育に対する支援の不足があげられる（櫻井、2000：庄司、2001b）。欧米には、里親業の継続・辞退の要因研究や里親業への満足・不満足因子の研究があるが、そこからは、里親と専門機関のソーシャルワーカーとの関係（ソーシャルワーカーの応答性や利用性、里親への励ましなどの支持等）や、里親に対するトレーニングやサービス、情報の提供、他の里親との共有体験などが、里親業を継続する、あるいは里親業への満足度の要因とみられている（Denby, Rindfleisch & Bean, 1999；Baum, Crase & Crase, 2001；Rhodes, Orme & Buehler, 2001）。

II. 里親に対するニーズ調査からの分析

1. 調査方法

(1) 質問紙の作成

里親のニーズを把握するために、既存の里親・養親関連の文献・図書や調査報告書の文献研究にくわえ、里親関連団体のスタッフや社会福祉学系の大学院生とでブレインストーミングを行い、質問紙を作成した。A. 養育上困ったこと33項目、B. 困ったときに活用した資源23項目、C. 必要・役立つ制度・サービス44項目、D. 養育の価値観26項目と、13項目の基本情報項目から構成され、自己記入式とした。回答は、A、CとDは4件法で、Bについては「1 ある」「2 ない」「3 その機関・施設あるいはサービスを知らない」の3択とした。なお、子どもの受託経験が無い者に対しては想像や予測されるところで回答を求めた。

(2) 調査対象

対象者は、養育経験をもつ里親とその配偶者を意図し、①2003（平成15）年度近畿地区里親研修会参加者135家庭（2003年6月13日開催）、②大阪市中央児童相談所の里親登録者113家庭、③家庭養護促進協会神戸事務所に里親登録あるいは申請中の里親112家庭、④2003（平成15）年度専門里親研修会スクーリング（西日本会場）参加者80家庭（2003年9月13日～15日開催）のうち、①～④の重複を除く、近畿圏を中心とした里親登録者あるいは申請中の367家庭である。

(3) 実施方法

2003年6月から9月末までに、質問紙を直接配布あるいは郵送をし、直接回収あるいは郵送による返送にて実施した。ひとつの袋には、登録あるいは申請中の里親と、その配偶者分の質問紙2部と、重複回答を避けるための返信用「回答済み」クリップ、返信用封筒を同封した。

(4) 分析方法

回答者全体の単純集計の結果や、回答者の属性「里親の種類」において、「養育里親希望」と「養子縁組希望」それぞれの単純集計を比較する。

2. 調査結果

(1) 回答者の特徴

配布数367家庭中、回答数は195家庭（329

人)、回収率は49.6%であり、有効回答数は322であった。回答者の属性として、性別は男性153人(48.3%)、女性164人(51.7%)とほぼ半数ずつであり、年齢は平均53歳、標準偏差9歳、最少年齢20歳で最高年齢は87歳であった。配偶者のいる者が304人(95.3%)おり、実子のいる者は114人(35.7%)、実子の数は1～6人である。

里親の種類としては、養育里親希望が96人(30.1%)、養子縁組希望が175人(54.9%)、どちらでもよかった者が48人(15.0%)だった。子ど

もの受託経験については275人(85.4%)が有し、委託を受けた子どもの数は平均6.53人、最頻値は1人であるが、その幅は1人～151人までとなっている(中央値2人)。子どもの年齢層については、受託した経験のある里親の81.4%が乳幼児を、48.9%が小学生を、40.1%が中・高校生を養育したことがある。特別な配慮の必要な子どもを受託した経験のある者は107人(39.2%)で、そのうち52.8%の者が被虐待児の受託経験を有している。受託した子どものいずれかと養子縁組したことの

表1 A. 養育上困ったこと「あてはまる」「ややあてはまる」の割合(%)

*①～⑤は、上位1番目から5番目 *網掛けは、養育里親希望と養子縁組希望間で15%以上差のあるもの

| | 質問内容 | 全体 | 養育里親 | 養子縁組 |
|----|---------------------------------------|-------|-------|-------|
| 1 | 住居に関する問題 | ①76.4 | ①69.1 | ①80.5 |
| 2 | 転居に関する問題 | 11.4 | 9.7 | 10.9 |
| 3 | 里子もっていた発達上の問題 | ⑤45.8 | ②63.8 | 36.6 |
| 4 | 里子の退行現象や試し行動 | 42.8 | ④61.7 | 31.6 |
| 5 | 里子が家庭に適應しない、できない | 22.7 | 37.5 | 16.6 |
| 6 | 里子の別離経験 | 24.1 | 37.6 | 16.9 |
| 7 | 里子の保育所・幼稚園への登校・登園しぶり | 17.9 | 23.4 | 17.3 |
| 8 | 里子の反社会的行動；虚言、家出、徘徊、盗癖、万引き、喫煙、シンナー、怠学等 | 38.9 | ③63.2 | 27.0 |
| 9 | 里子の非社会的行動；偏食、吃音、いじめ、夜尿、失禁、登校拒否等 | 36.9 | 50.5 | 32.2 |
| 10 | 里子の金銭の浪費等金銭管理 | 32.9 | 53.7 | 21.8 |
| 11 | 里子の友人関係 | 27.7 | 40.0 | 24.0 |
| 12 | 里子の勉強・進学 | 38.4 | 52.1 | 31.8 |
| 13 | 里子の就職や職場定着；自分にあった仕事、勤労意欲、職場の人間関係 | 29.3 | 43.6 | 23.1 |
| 14 | 里子であることの伝達 | 30.8 | 22.1 | 36.4 |
| 15 | 里親自身の里子養育への心の準備、気持ちの揺れ | 35.2 | 35.1 | 37.6 |
| 16 | 養育へ注ぐ時間や労力 | 41.6 | 40.6 | ④45.1 |
| 17 | 自身のストレス | ③47.2 | 54.2 | ③45.7 |
| 18 | 里子の意思の尊重 | 39.6 | 44.8 | 37.9 |
| 19 | 自身の里子への関わり方 | 34.3 | 34.7 | 33.1 |
| 20 | 里子のしつけ | ②51.7 | 55.8 | ②48.6 |
| 21 | 思春期の里子の養育 | ④46.7 | ⑤60.2 | ⑤41.1 |
| 22 | 自身の夫婦関係 | 23.1 | 24.2 | 23.4 |
| 23 | 自身の親子間・きょうだい関係を含む家族関係 | 22.7 | 25.0 | 24.1 |
| 24 | 自身の親戚関係 | 13.1 | 8.3 | 15.5 |
| 25 | 自身と実親との関わり | 16.8 | 20.0 | 14.3 |
| 26 | 里子の実親に対する感情の受け止め方 | 28.0 | 40.6 | 24.1 |
| 27 | 里子と実親との関わり | 25.9 | 47.9 | 15.5 |
| 28 | 他の家族や近隣との関係 | 19.4 | 12.6 | 20.7 |
| 29 | 家庭の生活費全般といった経済的問題 | 18.9 | 19.8 | 20.0 |
| 30 | 委託解除時の問題 | 22.5 | 33.0 | 17.5 |
| 31 | 里子との別れ | 30.8 | 43.2 | 22.7 |
| 32 | 相談や援助、支援を求める人や機関が分からない | 16.2 | 22.9 | 13.8 |
| 33 | 求める支援やサービスが見つからない | 15.4 | 22.1 | 12.8 |

ある者は139人（50.5%）だった。

(2) 単純集計の結果

【A. 養育上困ったこと】

対象者全体と、養育里親希望、養子縁組希望それぞれの「あてはまる」「ややあてはまる」の回答の割合をみてみた（表1）。全体としては、「1. 住居に関する問題」がもっとも多く、次いで「20. 里子のしつけ」、「17. 自身のストレス」、「21. 思春期の里子の養育」、「3. 里子もっていた発達上の問題」となっている。

養育里親希望と養子縁組希望間で15%以上差のある項目は、「3. 里子もっていた発達上の問題」、「4. 里子の退行現象や試し行動」、「5. 里子が家庭に適應しない、できない」、「6. 里子の別離経験」、「8. 里子の反社会的行動：虚言、家出、徘徊、盗癖、万引き、喫煙、シンナー、怠学等」、「9. 里子の非社会的行動：偏食、吃音、いじめ、夜尿、失禁、登校拒否等」、「10. 里子の金銭の浪費等金銭管理」、「11. 里子の友人関係」、「12. 里子の勉強・

進学」、「13. 里子の就職や職場定着：自分にあった仕事、勤労意欲、職場の人間関係」、「21. 思春期の里子の養育」といった、里子の成長過程に生じる問題について、養育里親希望層に困った経験が顕著に多いことがわかる。経験した割合も30%台後半から65%程にもなり、養育里親希望の3人に1人から2人は経験したことがあるということになる。とくに、「3. 里子もっていた発達上の問題」や「8. 里子の反社会的行動」、「4. 里子の退行現象や試し行動」は養育里親希望のトップ5内の事項である。また、「26. 里子の実親に対する感情の受け止め方」と「27. 里子と実親との関わり」や、「30. 委託解除時の問題」、「31. 里子との別れ」には、実親がおり、やがて実家庭に帰るか18歳あるいは20歳で委託解除となり、ひとり立ちせねばならない養育里親の里子たちならではの特徴がみられる。

このことは、養子縁組される子どもは低年齢児が多く、幼少期に養親子関係を築き子どもが安定

表2 B. 困ったときに活用した資源

*①～⑤は、上位1番目から5番目
*網掛けは、養育里親希望と養子縁組希望間で10%以上差のあるもの *太字は、とくに20%以上

| | 質 問 内 容 | 全体 | 養育里親 | 養子縁組 |
|----|--------------------------|-------|-------|--------------|
| 1 | 児童相談所 | ①60.3 | ①81.1 | ②49.7 |
| 2 | 乳児院や児童養護施設 | 23.3 | 10.6 | 30.5 |
| 3 | 他の児童福祉施設 | 18.7 | 13.8 | 19.7 |
| 4 | 教育センター | 6.6 | 7.4 | 4.6 |
| 5 | 保育所・幼稚園・学校の先生 | ③49.5 | ②55.3 | ④43.7 |
| 6 | 保健所・保健センター | 12.9 | 16.0 | 10.3 |
| 7 | 療育センター | 6.6 | 6.3 | 6.4 |
| 8 | 精神科・心療内科、カウンセリング | 17.0 | 21.1 | 15.5 |
| 9 | 児童委員/主任児童委員 | 7.6 | 9.5 | 5.3 |
| 10 | 他の里親 | ②56.1 | ③47.9 | ①60.9 |
| 11 | 里親会等里親団体 | ④40.7 | ④38.9 | 41.0 |
| 12 | 自治会等の役員 | 2.2 | 2.1 | 1.1 |
| 13 | 自身の親やきょうだい | 39.9 | 26.3 | ③46.6 |
| 14 | 親戚 | 17.0 | 15.8 | 16.8 |
| 15 | 友人 | ⑤40.1 | ⑤38.5 | ⑤41.4 |
| 16 | 隣人 | 20.0 | 20.8 | 17.4 |
| 17 | ボランティア | 6.0 | 6.3 | 5.2 |
| 18 | 育児などの書物、情報誌やインターネットによる情報 | 27.0 | 20.0 | 32.2 |
| 19 | 預かり保育等の保育サービス | 18.7 | 13.7 | 19.2 |
| 20 | レスパイト・サービス | 7.9 | 10.5 | 5.8 |
| 21 | 子育てサークル・講座等の子育て支援サービス | 12.4 | 5.2 | 15.8 |
| 22 | 電話相談 | 7.9 | 7.4 | 7.6 |
| 23 | 保育費・学費の支援 | 12.8 | 21.1 | 8.3 |

していく一方で、養育里親はさまざまな年齢の子どもをいろいろな時期に委託されるがゆえに、また、その子どもたちのなかには被虐待経験などのある子どもが多いがゆえに、さまざまな問題行動を示す子どもを養育することになるといったことが表れていると考えられよう。

【B. 困ったときに活用した資源】

活用したことの「ある」割合をみると（表2）、全体では「1. 児童相談所」、「10. 他の里親」、「5. 保育所・幼稚園・学校の先生」、「11. 里親会等里親団体」、「15. 友人」が順に多い。養育里親希望と養子縁組希望間では上位5つに大差はない。

養育里親希望では、「1. 児童相談所」が圧倒的に多く、「23. 保育費・学費の支援」が養子縁組希望よりも多くなっている。一方で、養子縁組希望では、「10. 他の里親」が第1位であり、第2位が「2. 児童相談所」、「13. 自身の親やきょうだい」が第3位にある。10%以上あるいは20%以上差のある項目を加味してみると、養育里親希望の相談先は児童相談所が第一であるが、養子縁組希望の場合は、児童相談所よりも他の（養子縁組を希望あるいは経験した）里親や、自身の親やきょうだい、そして、養子候補の子どもが一時期育ち、自分たちとの交流を重ねた乳児院・児童養護施設などに頼る傾向にあるようである。その他、養子縁組希望では養育里親希望よりも、「18育児などの書物、情報誌やインターネットによる情報」や「21. 子育てサークル・講座等の子育て支援サービス」を活用している点も特徴的である。養育里親希望では、養育里親に委託される里子が抱える問題には通常の育児情報や子育てサービスでは対応しきれないものもあり、それゆえ児童相談所という専門機関を活用することになるのかもしれない。

【C. 必要・役立つ制度・サービス】

「必要である」「やや必要である」の割合を示したものが表3である。全体では、「28. 里親に対する研修」、「24. 里親仲間からの情報入手」、「24. 里親仲間との相談・援助」、「1. 児童相談所との電話での相談・援助」、「27. 里親会等里親団体への参加」の順で多い。

養子縁組希望ではこの順位に大きな差はないものの、養育里親希望では前述B.の結果がより顕著に出ているような結果が見うけられる。「1. 児童相談所との電話での相談・援助」、「4. 児童相談所からの情報入手」、「3. 児童相談所からの家庭訪問」が上位5つに入っており、「2. 児童相談所へ来所しての相談・援助」も養子縁組希望よりもかなり高くなっている。また、「43. 保育費・学費の支援」が第2位であり、「44. 他養育費の支援」も80.0%と高率で、養子縁組希望よりも圧倒的に高い割合を示している。「38. 里子の実親とのかかわり」と「39. 自身の実親とのかかわり」についても、養子縁組希望よりも圧倒的に高い。実親とのかかわりに関する項目は「A. 養育上困ったこと」でもあがっていたが、困難に遭いながらもそれは里子にとって必要なことであると、養育里親希望層は認識している姿がうかがえる。養子縁組希望では家庭養護促進協会に関する2項目が養育里親希望よりも高い以外は、概して養育里親希望の方が必要、役立つと認識している制度やサービス等が多いことがわかる。

【D. 養育の価値観】

表4は、「あてはまる」「ややあてはまる」の割合を示したものである。全体としては、「7. 子どもは家庭的環境において成長する権利がある」、「21. 子どもが将来家庭を営み、自主的な社会人として自立できるように支援する」、「20. 子どもに家庭生活の経験の機会を与える」が上位3項目であるが、これらは専門里親の潜在的ニーズを見出そうとした因子分析からは削除された項目である（木村、2010）。養育里親希望層でも養子縁組希望層でも上位にあり、これらはどの里親養育にとっても重要な価値観、すなわち家庭的養育全般にいえる価値であるといえる。「1. 子どもが好き」、「2. 子どもを育ててみたい」が第4位、第5位となっており、里子を養育する上でこれらも非常に大切な要素であることがわかる。

養育里親希望と養子縁組希望間の相違を15%以上の差がある項目に注目して見てみると、養育里親希望では、実親の代替として養育すること（10）であり、安定した家庭の維持と子どものネグレクトや遺棄の予防（14）、実家庭への家族再統合

表3 C. 必要、役立つ制度・サービス
「必要である」「やや必要である」の割合

*①～⑤は上位1番目から5番目 *網掛けは、養育里親希望と養子縁組希望間で15%以上差のあるもの

| | 質 問 内 容 | 全体 | 養育里親 | 養子縁組 |
|----|----------------------------------|-------|-------|-------|
| 1 | 児童相談所との電話での相談・援助 | ④77.3 | ①88.5 | ⑤70.3 |
| 2 | 児童相談所へ来所しての相談・援助 | 63.9 | 74.0 | 56.0 |
| 3 | 児童相談所からの家庭訪問 | 62.9 | ⑤81.1 | 52.0 |
| 4 | 児童相談所からの情報入手 | 75.2 | ③84.4 | 68.0 |
| 5 | 児童相談所からの励ましや称賛, 理解や共感 | 59.6 | 68.4 | 55.2 |
| 6 | 乳児院・児童養護施設との相談・援助 | 51.3 | 52.6 | 48.0 |
| 7 | 乳児院・児童養護施設からの情報入手 | 53.6 | 58.5 | 46.9 |
| 8 | 乳児院・児童養護施設からの励ましや称賛, 理解や共感 | 41.5 | 45.7 | 37.0 |
| 9 | 他児童福祉機関との相談・援助 | 42.8 | 47.4 | 37.1 |
| 10 | 他児童福祉機関からの情報入手 | 45.0 | 48.4 | 41.4 |
| 11 | 他児童福祉機関からの励ましや称賛, 理解や共感 | 33.1 | 33.0 | 30.5 |
| 12 | 家庭養護促進協会との相談・援助 | 55.8 | 41.5 | 63.2 |
| 13 | 家庭養護促進協会からの情報入手 | 58.8 | 42.1 | 65.5 |
| 14 | 家庭養護促進協会からの励ましや称賛, 理解や共感 | 44.8 | 35.8 | 49.1 |
| 15 | 他専門家・機関との相談・援助 | 35.3 | 44.4 | 30.8 |
| 16 | 他専門家・機関からの情報入手 | 33.7 | 40.9 | 29.8 |
| 17 | 他専門家・機関からの励ましや称賛, 理解や共感 | 30.7 | 35.2 | 27.7 |
| 18 | 保育所・幼稚園・学校との相談・援助 | 69.4 | 77.9 | 62.9 |
| 19 | 保育所・幼稚園・学校からの情報入手 | 66.3 | 72.6 | 60.0 |
| 20 | 保育所・幼稚園・学校からの励ましや称賛, 理解や共感 | 49.8 | 57.9 | 44.6 |
| 21 | 児童委員・主任児童委員との相談・援助 | 29.6 | 37.6 | 25.0 |
| 22 | 児童委員・主任児童委員からの情報入手 | 30.7 | 35.1 | 27.2 |
| 23 | 児童委員・主任児童委員からの励ましや称賛, 理解や共感 | 27.2 | 29.3 | 26.3 |
| 24 | 里親仲間との相談・援助 | ③78.9 | 72.9 | ②78.3 |
| 25 | 里親仲間からの情報入手 | ②79.5 | 72.9 | ②78.3 |
| 26 | 里親仲間からの励ましや称賛, 理解や共感 | 71.2 | 64.6 | 70.1 |
| 27 | 里親会等里親団体への参加 | ⑤76.3 | 72.9 | ④73.6 |
| 28 | 里親に対する研修 | ①83.2 | ④83.3 | ①78.9 |
| 29 | 里子同士の交流 | 69.6 | 63.2 | 69.4 |
| 30 | 友人, 親戚等との相談・援助 | 52.2 | 44.8 | 53.1 |
| 31 | 友人, 親戚からの励ましや称賛, 理解や共感 | 51.7 | 49.5 | 49.1 |
| 32 | 里親制度のPRや啓発 | 75.1 | ③84.4 | 66.7 |
| 33 | 近隣の人々との相談・援助 | 49.2 | 55.3 | 43.4 |
| 34 | 近隣の人々からの励ましや称賛, 理解や共感 | 45.9 | 52.6 | 39.9 |
| 35 | 養育上に関わる親権と同様の権限 | 67.2 | 68.4 | 62.1 |
| 36 | ボランティアからの援助 | 37.4 | 51.6 | 30.9 |
| 37 | ボランティアからの励ましや称賛, 理解や共感 | 28.1 | 37.9 | 24.0 |
| 38 | 里子の実親とのかかわり | 33.4 | 63.8 | 19.1 |
| 39 | 自身の実親とのかかわり | 42.6 | 54.8 | 36.2 |
| 40 | 保育所, 預かり保育, 学童保育等の保育サービス | 54.3 | 62.5 | 49.7 |
| 41 | レスパイト・サービス(施設や他里親による里親の一時休息サービス) | 53.3 | 68.8 | 46.0 |
| 42 | 子育てサークルや子育て講座等の子育て支援サービス | 51.4 | 50.5 | 50.9 |
| 43 | 保育費・学費の支援 | 63.8 | ②85.3 | 49.7 |
| 44 | 他養育費の支援 | 59.4 | 80.0 | 45.1 |

表4 D. 養育の価値観 「あてはまる」「ややあてはまる」の割合

*①～⑤は上位1番目から5番目 *網掛けは、養育里親希望と養子縁組希望間で15%以上差のあるもの

| | 質問内容 | 全体 | 養育里親 | 養子縁組 |
|----|--|-------|-------|-------|
| 1 | 子どもが好き | ④94.4 | 90.5 | ④94.9 |
| 2 | 子どもを育ててみたい | ⑤92.1 | 86.0 | 94.2 |
| 3 | 子どもを通して家庭の幸せと充実を望む | 90.9 | 79.6 | ②96.0 |
| 4 | 子どもを通して自身の人生の幸せと充実を望む | 90.2 | 79.3 | ⑤94.3 |
| 5 | 家の跡継ぎを育てる | 27.0 | 6.5 | 36.8 |
| 6 | 実子、養子あるいは里子のためにきょうだいをもつ | 45.1 | 24.5 | 51.7 |
| 7 | 子どもは家庭的環境において成長する権利がある | ①98.1 | ①98.9 | ①97.7 |
| 8 | 子どもへ個別的な養護を提供する | 80.6 | 85.1 | 74.9 |
| 9 | 自分の子どもとして育てる | 81.1 | 53.7 | 94.2 |
| 10 | 必要な期間実親に代わって養育を代替する | 68.0 | 87.2 | 51.5 |
| 11 | 子どものニーズに柔軟に対応する | 88.6 | ⑤93.7 | 84.3 |
| 12 | 子育ては社会全体でするものである | 85.8 | 92.6 | 79.2 |
| 13 | 社会的な養育を担うチームの一員として、委託された子どもの養育をする | 71.5 | 85.1 | 59.9 |
| 14 | 子どもにとって安定した家庭を維持し、子どもに対するネグレクトや遺棄を防止する | 91.7 | ④95.8 | 87.6 |
| 15 | 子どもが実家族によって育てられる方向において、実親子との再統合への支援をする | 61.5 | 81.9 | 47.4 |
| 16 | できるだけ早く子どもを安全な実の家庭に復帰させる | 53.3 | 74.7 | 41.3 |
| 17 | 子どもの実の家庭に最も似た環境を提供する | 28.6 | 35.1 | 23.7 |
| 18 | 子どもが特定の養育者から愛情、安全、継続的ケアを受けることを支援する | 79.0 | 84.0 | 73.8 |
| 19 | 子どもが近隣社会への活動へ参加できる機会を提供する | 88.4 | 92.6 | 85.5 |
| 20 | 子どもに家庭生活の経験の機会を与える | ③96.5 | ①98.9 | 94.2 |
| 21 | 子どもが将来家庭を営み、自主的な社会人として自立できるように支援する | ②96.9 | ③97.9 | ③95.4 |
| 22 | 職業的な訓練等を提供する | 57.3 | 51.1 | 56.1 |
| 23 | 子どもが必要であれば、解除後もアフターケアを提供する | 81.5 | 88.3 | 74.1 |
| 24 | 養育里親はボランティアである | 54.6 | 61.5 | 49.7 |
| 25 | 養育里親は専門職に準じる者(準専門職)あるいは専門職を補助する者である | 52.2 | 66.7 | 42.1 |
| 26 | 養育里親は専門職である | 53.0 | 65.6 | 43.6 |

(15)、家庭復帰(16)を意識し、社会的養育の一員として(13)、子どものニーズに柔軟に対応して(11)養育すると考えている。また、養育里親希望は準専門職者/専門職の補助者(25)や専門職(26)との親方も強い。養子縁組希望では、「2. 子どもを通して家庭の幸せと充実を望む」が第2位に見られるように、養子縁組を通して自分の子として(9)、家の跡継ぎを育て(5)、子どもにきょうだいをもち(6)、自らの幸せと充実を望む(4)意識が見うけられる。

Ⅲ. 考察

1. 家庭的養育の重要性

里親制度は、2009(平成21)年の児童福祉法の一部改正により、養子縁組によって養親となるこ

とを希望する里親(以下、「養子縁組里親」と養育里親に法律上区分された。さらに、2010(平成22)年の末から新年にかけて相次いで起こった児童福祉施設等への寄付行為(通称「タイガーマスク運動」)に誘発され、2011(平成23)年1月末に立ち上げられた厚生労働省「児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討会」では、社会的養護専門委員会との両輪で社会的養護の推進に政策的誘導を強力的に図りは始めている(柏女、2011)。3月に策定された「里親委託ガイドライン」では、里親養育等家庭的養護が子どもの最善の利益にかなうという視点を共有することを主眼とし、その上で「里親委託優先の原則」を以下のように明確化した。そして、委託される子どもとはどのような子どもであるか、保護者の理解を得る方法、親族里親の活用、また里親の要件や里親支援の方

法等を明示し、この原則を実現するための環境整備がなされている（森泉、2011）。

〈里親委託優先の原則〉

家族は、社会の基本的集団であり、家族を基本とした家庭は子どもの成長、福祉及び保護にとって自然な環境である。このため、保護者による養育が不十分または養育を受けることが望めない社会的養護のすべての子どもの代替的養護は、家庭的養護が望ましく、里親委託を優先して検討することを原則とするべきである。（略）

社会的養護が必要な子どもを里親家庭に委託することにより、子どもの成長や発達にとって、

- ①特定の大人との愛着関係の下で養育されることにより、自己の存在を受け入れられているという安心感の中で、自己肯定感を育むとともに、人との関係において不可欠な、基本的信頼感を獲得することができる
 - ②里親家庭において、適切な家庭生活を体験する中で、家族それぞれのライフサイクルにおけるありようを学び、将来、家庭生活を築く上でのモデルとすることが期待できる
 - ③家庭生活の中で人との適切な関係の取り方を学んだり、身近な地域社会の中で、必要な社会性を養うとともに、豊かな生活経験を通じて生活技術を獲得することができる
- というような効果が期待できることから、社会的養護においては里親委託を優先して検討するべきである。（略）

本調査の養育の価値についての結果にも、「7. 子どもは家庭的環境において成長する権利がある」、「21. 子どもが将来家庭を営み、自主的な社会人として自立できるように支援する」、「20. 子どもに家庭生活の経験の機会を与える」を代表とする家庭的養護の価値が見られた。里親になっている人びとが、里親制度の趣旨を正しく理解し、要保護児童の社会的養育を担っていることがわかる。

このように、里親制度の啓発と普及においても、子どもが家庭をもつ権利を強調することが、第一義である。それには、上記「里親委託ガイドライン」にあるように、家庭的養護による子どもの成長へ

の効果を示す必要がある。今日、そのエビデンス（根拠）を示す実証的研究も数多くなされている。それらをもって明示していくことが、一般の人びとにとってもインパクトが強く、理解が得やすいであろう。また、このような家庭的養護の重要性が社会に浸透していけば、要保護児童の保護者の理解を得るといこともすすむであろう。「里親委託ガイドライン」には、保護者の理解を得るための説明事項等が記載され、保護者が子どもを里親にとられてしまうのではあるとか、子どもが里親になつてしまう、面会しづらくなるのではないかとといった不安を取り除く配慮が示されている。そこにある、家庭的養護の役割と意義をはじめ、里親が社会的養護の担い手であり、児童相談所の支援のなかで保護者と協力して子どもの養育にあたること、また、保護者は原則子どもとの面会や外泊、通信ができること等は、一般の人びとも知っておくと、要保護児童の保護者が陥りやすい同様の誤解や不安なく里親制度が伝わるのではないだろうか。

2. 里親養育と養子縁組の区別

さて、その上で、養育里親と養子縁組里親の相違を明確にして人びとに周知していく必要がある。制度上この2つが区分されたことは、これまで里親制度が養子縁組制度と混用されてきたことによる弊害からみれば評価されることである。里親制度と養子縁組制度の社会的養護における位置づけや優先性の不明確さについて（木村、2007）、「里親委託ガイドライン」では、「3. 里親委託する子ども」の「保護者による養育の可能性の有無」において、これをかなり明確にした。養子縁組里親を検討する子ども、特別養子縁組²⁾や普通養子縁組により法的にも安定した親子関係を築くことが望ましい子どもとして、「①棄児、保護者が死亡し又は養育を望まず、他に養育できる親族等がない子ども」があげられている。また、養育里親を検討すべき子どもとしては、「②将来、家庭引き取りが見込めるが、当面保護者による養育が望めない子ども」とある。長期的に実親の養育が望めない場合についてはどうすべきかについては、このガイドラインでも明確にはしておらず、より踏み込んで指針を出してもよいのではないか

という印象は受けるものの、少なくとも上記の点で養育里親による家庭的養護と養子縁組による家庭的養護のコントラストを人びとに明確に伝えていくことが重要である。

また、本研究の調査結果と里親制度の啓発・普及との関連において、留意したいことが4点ある。まず、1つ目に、養育里親の目的・意義についてである。調査対象者の養育里親希望層には、前節の里親制度の目的・意義のほかに、「家庭復帰」や「家族再統合」の価値がはっきりと示されていた。専門里親の里子養育における支援ニーズの分析においても（木村、2005；木村・芝野、2006）、これらは重要な理念として明らかになっているが、それは養育里親全般にいえることであり、里親制度に位置づける理念であらねばならないと考える。上述した養子縁組里親とのコントラストという点でも、保護者のない子ども、あるいは実家庭での養育が望めない子どもに家庭を与える養子縁組との相違がはっきりとわかる。「里親委託ガイドライン」では、「里親への委託」の項のうち「養育里親へ委託する場合」のなかで、「家庭引き取りが可能な子どもだけでなく、何らかの形で保護者との関係を継続する場合は、定期的な面会や外出等の工夫や家族再統合の支援を行うなど、親子関係が永続的なものになるよう配慮する」とある。ここから読み取れるように、養育里親による

家庭的養護は、実親のもとへ子どもが帰ることができるように、あるいは実親と子どもとの関係を再構築し、親子関係が永続的なものになるように支援するものであるということを、社会に示していくことが求められる。

2つ目に、養育里親にあるさまざまな手当てに関する事項は、本研究の調査結果からも、養育里親となることを考える上で重要な情報であり、条件であるといえよう。養育里親に支給される手当については、本研究の調査時点の2003年からかなり増額され、現在支給される諸費用は表5のようになっている。概して子どもを育てるには経済的負担もかなりかかることから、このように支給されていることについて、また他の一般的に子育て家庭が活用できる経済的支援等についての情報も、啓発段階で知らせておくと、里親となるインセンティブとまではならずとも、具体的に里親養育にたずさわる生活を思い描く要素とはなるであろう。

3つ目に、本研究の調査結果にあるように、養子縁組希望層が、養子を通して自らの家庭の幸せと充実を望むという価値を強くもっていることに関し、社会的養護における養子縁組とは、大人の都合や希望でなされるものではなく、子どもの最善の利益を考えた子どもの福祉の実現のためになされるものであることを、正しく周知していかねばならない。里親と養子縁組を斡旋している民間

表5 里親に支給される諸費用

| | | |
|-------|--------------------------------|---------------------|
| 里親手当 | 養育里親 子ども一人あたり 月額 (2人目以降) | 72,000円 36,000円 |
| | 専門里親 子ども一人あたり 月額 (2人目以降) | 123,000円 87,000円 |
| 生活諸費 | 乳児 一人あたり 月額 | 54,980円 |
| | 乳児以外 | 47,680円 |
| 教育費 | 学用品費等 小学校 一人あたり 月額 | 2,110円 |
| | 中学校 | 4,180円 |
| | 通学費・教材費 部活動費(中学生)・学習塾費(中学生) | 実費 |
| 特別育成費 | 公立高校 子ども一人あたり 月額 | 22,270円 |
| | 私立高校 | 32,970円 |

*このほか、幼稚園費、学校給食費、見学旅行費、入進学支度金、就職・大学進学等自立生活支援費、里親受託支援費、医療費等がある。

参考：平成23年度国の基準の委託費

団体の家庭養護促進協会では、「養子を育てたい人のための講座」を年数回開催している。その受講者は、養子縁組を「子どもが新しい家庭で幸せになる方法」ととらえるようになり、「子どもに家族や親の必要性を思った」「子どもの人格の尊重を感じた」等の認識をもつようになるという(米沢、2009)。家庭養護促進協会ケースワーカーの山上(2010)は、親を必要とする子どものための養子縁組であることは当然である一方で、養子縁組里親の多くが、実子に恵まれないけれども子どもがほしい、子育てがしたいという人びとである現実を鑑み、“私たち夫婦のためにこの子が必要であった”というような、ある種「エゴイスティック」な動機も不可欠であることを認めている。それは、さまざまな事情を抱え、それを起因とするさまざまな問題をもつ社会的養護下にある子どもたちであるがゆえに、そのエゴイスティックな動機を意識化した上で子どものまるごとを受け容れてほしいということの意味し、このことが社会的養護の担い手になることにつながるのだと、山上(2010)は考えている。法的な親子関係をむすぶとはいえ、それは完全な個人の責任のなかで行う子育てではなく、要保護児童のもつニーズに応ずる社会的な育ちの場として養子縁組里親があるということ、社会に広く伝えていかねばならない。

4つ目に、本研究の調査結果において、養育里親希望層が養育里親は準専門職者／専門職の補助者あるいは専門職と観ているように、養育里親は社会的養護の担い手としてその資質を常に向上させるよう努めねばならず、そのために研修を受ける義務を負う(2009年の児童福祉法の一部改正により)ということも、養育里親の重要な要件である。庄司(2009)は、里親研修の実態調査の結果と比較して、里親研修の時間数がファミリーサポートやベビーシッターの研修よりも短いことを危惧し、より手厚い研修の必要性を主張している。里親がボランティアか準専門職か、専門職かについて、施策のなかでは明示されていないが、一般的に他人の子を預かるありとあらゆる職種に研修にもとづく認定制度や資格制度があることを鑑みれば、研修を受講して研鑽する必要性については一般の人びとにも理解されやすいのではないだ

ろうか。養子縁組里親に関しては、研修は義務化されておらず、これについて研修等必要であるとの懸念もある(たとえば米沢、2009)。筆者の見解でも、養子縁組には養子縁組ならではの、たとえば真実告知のような、養親が避けては通れないであろう課題があり、養子縁組里親にも研修は課すべきであると考えている。

3. 支援を受ける義務

本研究の調査において、里親が必要あるいは役立つと考える制度・サービスには、とくに養育里親希望が実にさまざまなものをあげている一方で、実際に活用したことがある資源となると、児童相談所、里親関係者、保育所・幼稚園・学校の先生が主で、あとは身内や友人といったごく身近な人を活用するだけの様子が見える。「養育上困ったこと」の質問項目「相談、援助、支援を求める人や機関が分からない」「求める支援やサービスが見つからない」が、養育里親希望に20%強あることも注視すべきところである。かつて、たとえば吉澤(1987)の調査を見ると、養育上の困難はとくにないとする回答が4割を超え、実親との接触も全くない者が7割強、実親との関係においても9割程が困ったことはとくにないと答えている。養子縁組希望が多く、幼い頃に受託されていると見られる受託状況と比べると、本調査ではとくに養育里親希望層は養育上困ったことにもいろいろと遭遇しており、それを解決する支援も必要としていることがわかる。

このことが里親制度の啓発や普及という点で示唆することは、里親養育はいろいろな支援を受けながら里子を育てていくもの、いかねばうまくやっていけないもの、という認識を、社会の人びとに向け伝えていかねばならないということである。一般の人びとが、里親がどのようなものか、また里親に委託される子どもたちがどのような子どもたちか知ったとして、「そのような子どもの養育を私ができるだろうか(いやできない)」と感じる人も多いようである。たしかに、自分が経験した、あるいは見聞きする自分の子の子育てのようにはいかない、難しい点はあるかもしれない。しかしながら、前述した研修も然り、ひとりで養育するわけではなく、社会的養育の一員として児

童相談所をはじめ子どもをとり巻くさまざまな人びと、機関・施設等々とともに担っていくものということを伝えることで、特別な人でないとやっていけないといった敷居、ハードルが低くなることを期待したい。宮島(2009)は、公の存在として、実親のもとで養育できない子どもを社会的な存在として養育する里親が、自分たちだけで子育ての課題を抱え込んでよいはずはないと指摘する。また、その抱え込みを、“養育に伴うリスクの放置”とも表現しており、里親養育は「子どもの利益を目指すものであるがゆえに、里親は、行おうとする養育に対して、「支援を受ける」権利を持つ。そして、この権利は行使する義務を伴うものである」(宮島、2009、p.108)と主張している。伝え方、伝えるニュアンスによって受け手の印象も変わることから、これらの点についてどのように伝えるのが良いか考慮せねばならないが、さまざまな支援を受けながら養育すること、また具体的にどのような支援があるのかということ伝えていくことが大切である。

里親支援に関し、本調査実施時期の2003年と大きく変わって、2009(平成21)年の児童福祉法の一部改正により、里親に対する相談等の支援を行う機関として創設されたのが、里親支援機関事業である。里親支援機関の目的は、里親への委託が十分に活用されているとはいえない状況を踏まえ、児童相談所、里親や乳児院等の児童福祉施設が相互理解を深め、共通の認識を持って里親への委託を推進していくこととなっている。社会の制度への理解を深めるといった里親制度の普及と啓発を積極的に行い、里親の資質の向上を図るための研修、里親に対する相談・援助などを行う。欧米の里親委託が社会的養護の主流である国々では、民間機関が競い合って里親を開拓し、研修を行い、認定していることが、里親委託を増加させてきた一つの要因ともみなされている(林、2011)。この里親支援機関事業は、里親認定こそしないが、欧米の民間機関と同様の活躍が期待されよう。このような里親専門の支援機関が設置されていくことで、里親への支援についてもどこがどのような支援を提供しえるかの整理と情報提供、それらのコーディネートが可能になり、啓発・普及活動においても、一般の人びとの目線に立った効果的

な活動が展開されるようになっていくのではないだろうか。宮島が代表を務める「子ども生き生き里親養育活性化プロジェクトあっとほーむ」の取り組みの一つ、プレ・セミナーのシンポジウムで明らかにされた里親支援のポイント(宮島、2009、p.112)を以下に記しておく。

- ① 里親支援が非常に狭い範囲のこととらえられてしまっている
- ② 里親支援においても、子どもの利益中心に位置づけなければならない
- ③ 里親を支えることは、どんなに丁寧な実践がなされたとしても単一の機関・立場で行えるものではない
- ④ 里親と子どもの生活の場において「子育て支援」を活用できることの効果は計り知れない
- ⑤ 専業主婦家庭を前提とし、里母だけを対象とした里親支援ではなく、多様な里親がいることを念頭に、里父・里母・実子等里親家庭を全体として対象とする支援を行う必要がある
- ⑥ 里親とその理解者だけで里親支援が進められてしまうと、実親の権利が排除されてしまう。また、子どもの権利擁護にも漏れが生じかねない
- ⑦ 子どもへの長期的な支援プランを管理すること、養育の連続性を保証すること、実親との調整を行うこと
- ⑧ 里親相互の支援も重要である
- ⑨ 民間機関の実践を見ると、公的機関の支援から漏れた養親や養子縁組里親からの深刻な相談例が少なくない

おわりに

子ども家庭福祉施策においても、子ども・子育て応援プランを引き継ぐ2010(平成22)年からの「子ども・子育てビジョン」では、里親委託率を16%へ引き上げる等の目標が掲げられている。さらに、2011(平成23)年1月に立ち上げられた厚生労働省「児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討会」では、社会的養護専門委員会と両輪で社会的養護の推進に政策的誘導を強力的に図りはじめた。この改革の「社会的養護の課題と將

来像」では、社会的養護の質と量の拡充とともに、地域化と専門化をすすめながら、家庭的養護を社会的養護の3割以上にすることを目標としている(柏女、2011)。要保護児童のニーズは近年ますます多様化している。その子どもたちが里親のもと地域で生活していくには、それに対応できるバラエティに富んだ里親を増やし、また、地域の人びとの理解と協力を得ていかなければ成り立たない。そのためには、里親の重要性を社会によりアピールしていくとともに、一般に流布している「里親は篤志家になるもの」という認識を変えていかなければならない(坂田、2001)。これから必要なのは、里親は社会的養育の提供者であると同時に、実際に地域で子どもを養育する保護者でもあるという意識(宮島、2009)であり、また、地域で子育てを支え、その延長線上に里親制度があるとの意識を醸成していく(庄司、2011)ことが大切である。

里親制度の啓発は、自治体の広報紙、ホームページ、タウン誌、TVコマーシャル、ロゴマークの作成、ポスター、街頭やイベント会場でのチラシの配布や相談会、里親による「体験発表会」、大学、短大などへの里親出前講座の実施など、さまざまな方法により展開されている(長田、2011; 庄司、2011)。このなかでも、里親の声を直接聴くという方法が効果的ともいわれている。本稿では、これら啓発方法については議論しなかったが、今後、これらさまざまな啓発方法に関する効果の検証等、啓発普及に関する研究が求められる。

【注】

- 1) 専門里親とは、子ども虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童を、2年以内の期間を定めて養育する里親である。養育里親経験者あるいは児童福祉事業従事経験者等に対し、専門里親研修の課程修了を要件として認定される。
- 2) 特別養子縁組は、民法(第817条の2-第817条の11)において、実親による養育よりも養親による養育が子どもの福祉にとって有益であると認められる場合に、実親との関係を断絶し、原則縁組不解消の形態をとる。戸籍上も実親子と同様、「長女」「長男」等と記載される。もっぱら子どもの利益を図るための養子縁組制度である。1987年に制定され、6歳未満の子どもに適用される。

【引用・参考文献】

- Baum, A. C., Crase, S. J. & Crase, K. L. (2001) "Influences on The Decision to Become or Not Become A Foster Parent," *Families in Society* 82 (2), 202-213.
- Denby, R., Rindfleisch, N., & Bean, G. (1999) "Predictors of Foster Parents' Satisfaction and Intent to Continue to Foster," *Child Abuse & Neglect* 23 (3), 287-303.
- 林浩康(2011)「海外の里親制度」, 庄司順一・鈴木力・宮島清(編)『里親養育とソーシャルワーク』福村出版.
- 飯田幹雄(1998)「里親制度の現状と課題」日本の児童福祉13, 146-161.
- 岩崎美枝子(1994)「里親、養親(基本条文 第20、21条参照)」子ども家庭福祉情報 9, 37-43.
- 柏女霊峰(2011)「里親制度の振興と里親委託ガイドライン通知」は一もにい102, 4-6.
- 菊池緑(2007)「日本で里親制度が利用されない理由とは? —国際比較研究を通して言えること—」子どもの虐待とネグレクト9 (2), 147-155.
- 木村容子(2005)「被虐待児の養育を担う専門里親の潜在的ニーズ —里親のニーズに関するアンケート調査から—」関西学院大学社会学部紀要 98, 93-105.
- 木村容子(2007)「子どもの福祉の視点に立つ里親制度のあり方に関する検討」京都光華女子大学紀要 45, 329-348.
- 木村容子(2010)「専門里親の資質向上を目指す支援のための実践モデル —M-D&Dによる開発的研究(博士学位論文)」関西学院大学大学院.
- 木村容子・芝野松次郎(2006)「里親の里子養育に対する支援ニーズと「専門里親潜在性」の分析に基づく専門里親の研修と支援のあり方についての検討」社会福祉学 47 (2), 16-29.
- 松本武子(1972)『児童福祉の実証的研究』誠信書房.
- 松本武子(1991)『里親制度の実証的研究』建帛社.
- 宮島清(2009)「里親支援機関の可能性と課題 —質の高い里親支援機関作りへの提言」, 『里親と子ども』編集委員会『里親と子ども』4, 105-112.
- 森泉摩州子(2011)「里親委託ガイドラインの目指すもの」, 『里親と子ども』編集委員会『里親と子ども』6, 94-97.

- 長田淳子 (2011) 「里親の開拓および申請・認定・登録の流れと留意点」, 庄司順一・鈴木力・宮島清 (編) 『里親養育とソーシャルワーク』 福村出版.
- Rhodes. K. W., Orme, J. G. & Buehler, C. (2001) “A Comparison of Family Foster Parents Who Quit, Consider Quitting, and Plan to Continue Fostering,” *Social Service Review* 75 (1), 84-114
- 坂田昌彦 (2001) 「里親ルネッサンス!—社団法人家庭養護促進協会を訪ねて」 厚生11月号, 18-20.
- 櫻井奈津子 (1997) 「養育家庭への児童委託—措置変更ケースを通して里親養育への支援を考える—」 新しい家族31, 67-87.
- 櫻井奈津子 (2000) 「施設養護と里親制度」 北川清一 (編) 『新・児童福祉施設と実践方法 養護原理のパラダイム』 中央法規出版, 179-192.
- 庄司順一 (2000) 「里親養育のこれから」 子ども家庭福祉情報16, 42-45.
- 庄司順一 (2001a) 「里親の意識および養育の現状について」 新しい家族38, 2-15.
- 庄司順一 (2001b) 「里親制度の発展に向けて」 季刊児童養護32 (2), 2-3.
- 庄司順一 (2009) 「養育里親研修について」, 『里親と子ども』 編集委員会 『里親と子ども』 4, 102-106.
- 庄司順一 (2011) 「里親制度の概要」, 庄司順一・鈴木力・宮島清 (編) 『里親養育とソーシャルワーク』 福村出版.
- 津崎哲雄 (1995) 「児童養護と大人の既得権益—里親託置不振と施設偏重の背景を考える—」 新しい家族27, 2-20.
- 山上有紀 (2010) 「養子縁組希望の里親に求められること」, 『里親と子ども』 編集委員会 『里親と子ども』 5, 83-86.
- 米沢普子 (2009) 「養子縁組里親についての改正点と今後の課題」, 『里親と子ども』 編集委員会 『里親と子ども』 4, 93-96.
- 吉澤英子 (1987) 「わが国における里親制度の現状と問題点」 東洋大学社会学部紀要24 (2), 157-193.
- 湯沢雅彦 (編) (2003) 「里親委託と里親支援に関する国際比較研究」 平成13・14年度厚生科学研究報告書.

A Study in public enlightenment and encouraging the spread of the institution of foster care

Yoko Kimura *

ABSTRACT

In Japan, children who need substitute care in lieu of their biological families have mainly been placed in residential care and foster care has not been fully utilized, despite foster care being a main form substitute care in many countries worldwide. How is it possible for Japan to raise public enlightenment and encourage the spread of the institution of foster care? This study is aimed to discuss such strategies through a secondary analysis of questionnaire research administered to foster parents in 2003.

The results showed that many foster parents have experienced a wide variety of difficulties and issues in raising foster children. They have also utilized few resources such as child guidance centers, other foster parents and foster parent groups, and school teachers, although they have needed various resources to solve the difficulties and issues that they face. Many foster parents place high value on a child's right to grow up in a home-like environment, supporting foster children to become independent as members of society and to establish their own families in the future, and providing opportunities to experience family life. Furthermore some distinctive features between groups of primary foster parents and foster parents who desire to adopt foster children in the future were analyzed.

The ideas put forward as strategies are as follows: to emphasize the principle of assigning priority to foster care entrustment and the importance of providing children who need substitute care with home-like care by pointing out the evidence for their effectiveness in supporting children's development; to specify the contrast between foster care and adoption regarding their meanings and aims; and to deepen the sense of duty among foster parents to make use of support in collaboration with social agencies, facilities and services.

Key words: foster care, public enlightenment, encouraging spread

* Associate Professor, Faculty of Career Development, Kyoto Koka Women's University